

本市における学校運営協議会の実施状況と今後の取組について

子どもたちや学校を取り巻く課題の複雑化・多様化が進む昨今、これからの社会を創り出していく子どもたちの「生きる力」を育てていくためには、教職員のみならず、保護者や地域住民等が連携・協働して取組を進めていく必要があります。

学校運営協議会は、保護者や地域住民が委員となり学校運営に参画し、「地域とともにある学校づくり」を行う仕組みとして教育委員会が各学校に設置するもので、学校運営協議会を設置した学校のことを「コミュニティ・スクール」と言います。

本市では、令和2年度から市内に「学校運営協議会検討会議」（以下、検討会議）を組織し、市立小・中・特別支援学校全校への学校運営協議会設置に向けて、その進め方等について検討しているところです。

1 学校運営協議会の制度概要

学校運営協議会制度は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、次のとおり規定されています。

(1) 主な機能

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる（本市規則では、「特定の個人に関する意見」は除くこととしています）

(2) 委員

- ・対象学校の所在する地域の住民
- ・対象学校に在籍する生徒，児童又は幼児の保護者
- ・社会教育法に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- ・その他当該教育委員会が必要と認める者

2 本市における学校運営協議会がめざすもの

検討会議では、学習指導要領の重要なポイントである「社会に開かれた教育課程」と、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の実現に向けて、本市の学校運営協議会がめざす4つの観点を定めました。

4つの観点

- (1) 地域とともに「生きる力」を育む教育活動の充実
- (2) 学校（自校）だけでは対応できない課題の解決
- (3) 地域力・家庭教育支援の向上
- (4) 学校・教職員の負担軽減（働き方改革）

3 モデル校における取組

(1) モデル校の選定と委員の人選

検討会議において、本市南部に位置する「片瀬小学校」と北部に位置する「秋葉台小学校」を令和3年度のモデル校としました。

委員の人選にあたっては、既存の「学校評議員」の制度をベースとするほか、各校の課題に対し、実質的な協議を通じて学校とともに行動していけると考えられる委員について、当該校の校長、教育委員会、当該地域の市民センター・公民館長や地域団体役員で協議し、選出しました。

なお、本市規則において、委員は一協議会につき15人以内と定めています。

学校名	主な課題	学校運営協議会委員
片瀬小学校	学校と地域の連携力の強化	前学校評議員（片瀬こま保存会事務局長ほか）、片瀬地域協力者会議会長、PTA、片瀬学園長、主任児童委員、市民センター・公民館長及び職員、校長、教頭、総括教諭
秋葉台小学校	外国籍児童への支援	前学校評議員（地域子どもの家関係者ほか）、遠藤地域協力者会議会長、PTA、青少年育成協力会会長、私立幼稚園・保育園園長、CSW、大学准教授、民生委員、主任児童委員、市民センター・公民館長、校長、教頭

(2) 令和3年度 学校運営協議会実施状況

学校運営協議会の実施にあたっては、他市の事例等を参考に年5回行うこととしました。

開催回	開催月	協議内容
第1回	2021年 5月	・委員委嘱式 ・当該校の学校運営方針について（校長から説明）
第2回	2021年 7月	・地域団体等の活動内容の共有 ・学校運営や子どもを取り巻く現状・課題について
第3回	2021年 9月	・学校運営の課題と解決策について
第4回	2021年 11月・ 12月	・学校参観 ・学校運営の課題と解決策について
第5回	2022年 2月	・次年度の学校運営方針について ・学校評価 ・今年度の協議会を振り返って

(3) 4つの観点からみた第4回までの協議内容

学校運営協議会では、子どもたちを取り巻く課題について主に次のことを協議及び情報共有しました。

4つの観点	片瀬小学校	秋葉台小学校
地域とともに「生きる力」を育む教育活動の充実	・ 公民館事業の効果的な周知	・ 秋葉台小学校運営委員会（児童で組織された委員会）の取組
学校（自校）だけでは対応できない課題の解決	・ 地域が主体となった、地域学習支援の状況	・ 見守りが必要な子ども、家庭への支援 ・ 幼稚園、保育園、中学校との連携
地域力・家庭教育支援の向上	・ 地域団体との連携体制の強化	・ 慶応義塾大学の学生と地域との連携
学校・教職員の負担軽減（働き方改革）	・ ICT端末を活用した授業などに対する地域ボランティアの補助	・ 体力・運動能力調査の測定や下校時の見守り支援などに対する地域ボランティアの補助

(4) 学校運営協議会の主な成果

ア 学校運営に関する実質的な協議と課題の共有

学校長から学校の概要や学校運営の基本方針を説明し、協議会委員からも所属団体等の事業内容や子どもたちに関わる活動の状況が報告され、それぞれの現状把握と学校運営に対する共通理解のもと、諸課題についての実質的な話し合いが行われました。

また、協議会の内容について、学校ホームページや学校だよりに掲載し、保護者や地域に向けての情報発信を行うことで、課題の共有が図られました。

○片瀬小学校ホームページ



藤沢市立 片瀬小学校
KATASE ELEMENTARY SCHOOL

ホーム

ホーム > 学校運営協議会 > 2021年度 第4回 藤沢市立片瀬小学校 学校運営協議会 会議録

- > 片瀬公民館からのお知らせ
- > 学校運営協議会
- > 新型コロナ関連
- > 緊急災害時の対応
- > 学校概要
- > お知らせ
- > 学校だより

2021年度 第4回 藤沢市立片瀬小学校 学校運営協議会 会議録

2021年度 第4回 藤沢市立片瀬小学校 学校運営協議会 会議録

[20211220-100439.pdf \[185 KB pdfファイル \]](#)

参考資料

[img20211220_10215603.pdf \[1194 KB pdfファイル \]](#)

○秋葉台小学校 学校だより（抜粋）

第1回秋葉台小学校学校運営協議会が行われました

5月28日（金）に蓮蓬市民センターで、第1回秋葉台小学校学校運営協議会が行われました。「学校運営協議会」とは、地域と保護者と学校の連携を強化し、子どもたちをどのように育んでいくのかということを考え推進していくことを目的として、これまであった「学校評議員会」にかわり「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」として設置されたものです。

秋葉台小学校学校運営協議会は、15名の委員で組織され、第1回目の今回は教育長から委嘱状の交付が行われました。その後の協議では、令和3年度の秋葉台小学校の概要と学校運営方針について話し合いがもたれました。話し合いの内容として、下校時の児童の見守り、小中学校の連携、今後のICT機器の活用等についての意見が出され、第2回目以降の協議の課題となりました。

最後に委員の皆様から学校運営方針が承認されましたので、学校だよりでお知らせいたします。保護者の皆様も今年度の学校運営方針をご覧くださいませと思います。



イ 新たな課題の認識

学校が認識する課題のほか、協議会委員からも、幼稚園・保育園との連携や、見守りが必要な家庭への支援などのご意見をいただき、新たな課題への協議につながりました。

ウ 地域による学校支援

I C T 端末を活用した授業の補助や、体力・運動能力調査の測定補助、登下校の見守りなどが地域のボランティアによって行われ、学校・教職員の負担軽減につながりました。

4 令和3年度の実践から見えてきたこと

(1) モデル校における実施状況から

学校運営協議会において話し合われた課題の解決には、課題に対する家庭や地域の幅広い理解と、人的な支援が欠かせないことを確認しました。また、学校運営協議会だけでは対応しきれない課題に発展する可能性があることから、様々な分野における団体等との情報共有や連携が重要であることを確認しました。

(2) 学校長を対象とした調査から

学校長を対象に、学校運営協議会に関する調査を実施したところ、次のような意見が多く寄せられ、保護者や地域への制度周知のほか、学校との協働体制が重要であることを確認しました。

- ・学校運営協議会の制度を、保護者や地域の方々に広く知ってもらいたい
- ・学校教育目標を軸に、子どもたちを取り巻く課題について、保護者や地域との共通理解を図りながら解決に向けた協議（熟議）を進めていきたい
- ・保護者や地域に対して、子どもたちの教育活動や見守り、居場所など様々な事柄に関して協力・支援を求めている

(3) 地域との意見交換から

本市各地域には、学校・家庭・地域の三者が連携して、子どもたちの成長を支援する「地域協力者会議（三者連携ふじさわ）」が組織されていますが、その各地域の役員と、学校運営協議会との連携について意見交換を行ったところ、次のようなご意見をいただきました。

- ・地域の担い手不足による人材確保や役員の高齢化など、支援体制への不安がある
- ・学校数が多い地域においては、地域側の負担が増えることが懸念される
- ・地域協力者会議の体制は地域によって様々であるため、地域ごとに学校との連携のあり方を考えていく必要がある

5 課題と今後の取組

(1) 課題

検討会議において、次の3点を課題として整理しました。

- ・地域における学校運営協議会との連携・協働体制の整備
- ・関係部局や関係団体との連携
- ・学校運営協議会の制度周知と意識啓発

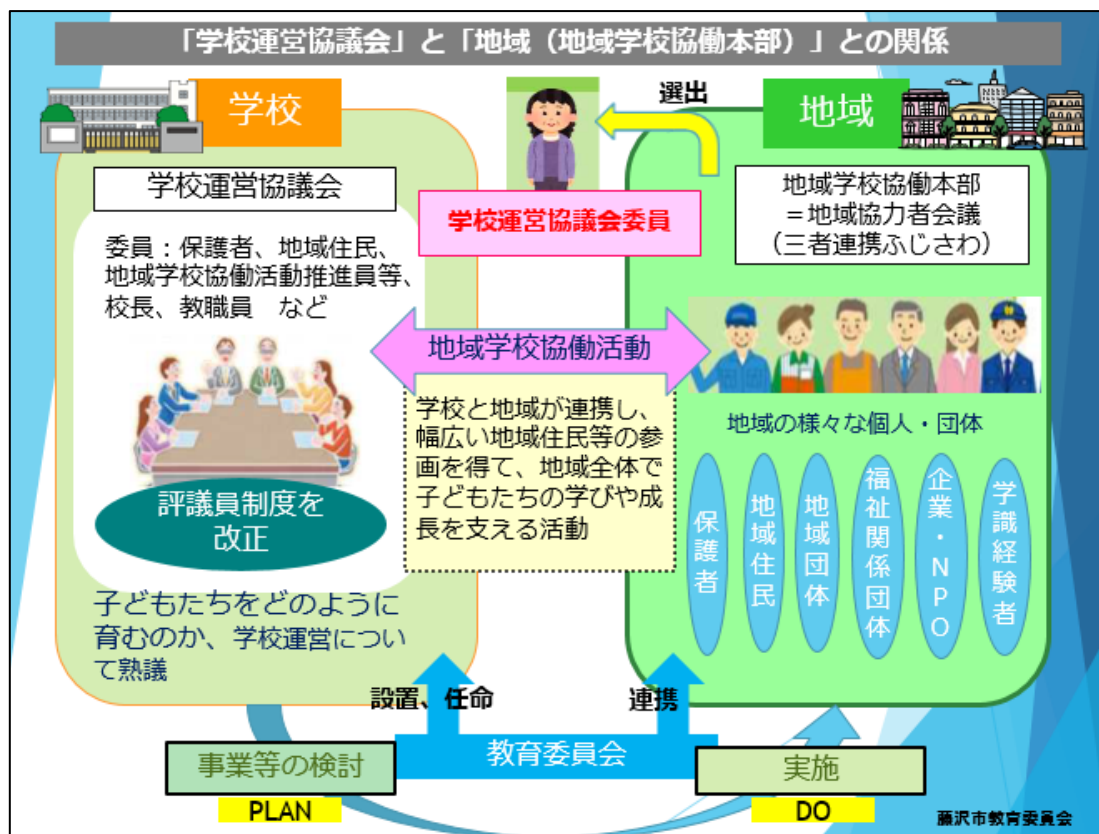
(2) 課題を踏まえた今後の取組

ア 地域における学校運営協議会との連携・協働体制の整備

国は、地域に「地域学校協働本部（※）」を置き、学校運営協議会と一体的に推進することを求めていることから、本市では「地域協力者会議（三者連携ふじさわ）」を「地域学校協働本部」に位置づけ、進めていくこととしています。

（※）地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成しながら、継続的に多様な地域学校協働活動を推進する体制。

○学校運営協議会と地域との関係



学校運営協議会を効果的に進めていくため、令和3年度の取組を踏まえ、「地域学校協働本部」のあり方のほか、現行の地域協力者会議の今後の方向性等について、関係部局や地域協力者会議の代表者などを委員とした「(仮称) 地域学校協働本部のあり方検討会議」を立ち上げ、検討を進めます。

イ 関係部局や関係団体との連携

学校運営協議会で話し合われた課題は、関係する部局や団体等とも共有しながら解決に向けて取り組んでいく必要があることから、前述の「(仮称) 地域学校協働本部のあり方検討会議」や既存の検討会議のほか、各部局が所管する会議体等において組織横断的に情報共有できる場を設け、連携しながら進めていきます。

ウ 学校運営協議会の制度周知と意識啓発

学校運営協議会で話し合われた子どもたちを取り巻く課題や、課題解決に向けた取組等について、多くの方々に関心を持って子どもたちの成長支援に携わっていただけるよう学校運営協議会の制度周知に努め、様々な場面において情報発信を行ってまいります。

また、地域学校協働本部（地域協力者会議）等と連携しながら、学校・家庭・地域の三者が集う講演会や研修会、ワークショップなどを開催し、相互理解を深め、関係者間の不安を払拭しながら、意識啓発に向けた取組を進めてまいります。

（３）設置校の拡大について

ア 令和４年度の設置予定校

前述の課題を踏まえ、地域及び関係者と学校との連携体制を構築していく必要から、令和４年度については全地域に１校ずつ学校運営協議会を置くこととします。

設置予定校については、本市における学校数（小学校３５校，中学校１９校）の比率に準じて、小学校に７校，中学校に４校を設置することとし、学校や地域の状況等を踏まえ選定するとともに、モデル校が所在する片瀬地区と遠藤地区においては、中学校への設置を拡大し、同一地域に複数校の協議会を設置していくことの検証を行っていくこととしました。

●令和４年度の設置予定校一覧

地 域（１３）	小学校	中学校	令和３年度	令和４年度	地 域（１３）	小学校	中学校	令和３年度	令和４年度
六会市民センター	３校	１校		六会中	善行市民センター	２校	１校		善行中
片瀬市民センター	１校	１校	片瀬小	片瀬中	湘南大庭市民センター	５校	２校		駒寄小
明治市民センター	３校	２校		明治小	湘南台市民センター	１校	１校		湘南台小
御所見市民センター	２校	１校		御所見中	鵜沼市民センター	２校	１校		鵜沼中
遠藤市民センター	１校	１校	秋葉台小	秋葉台中	藤沢公民館	４校	２校		藤沢小
長後市民センター	２校	２校		富士見台小	村岡公民館	５校	２校		高谷小
辻堂市民センター	４校	３校 ※特支含		高砂小	計 (累計)	３５校	２０校 ※特支含	２校 小２ (２校)	１３校 小７・中６ (１５校)

イ 令和５年度以降の拡大の考え方

今後の設置校拡大については、県内他市の状況等を参考に５か年計画で進めていくこととし、全地域への設置を行う令和４年度を初年度として、令和８年度までに全校設置をめざしていきます。

以 上

(教育部 教育総務課)